

卷末

社会福祉法人経営実務検定試験 会計2級

確認テスト 答案用紙

第1章

社会福祉法人の計算書類

問題：P.35

1

- (1) 会計基準には、()として流動資産と流動負債とが定義されている。ただし()により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、()並びに棚卸資産()を除くとされている。

第11・12・13回改題

- (2) 会計基準に定められた「一般原則」のうち、「会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法は、毎会計年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない」とされているものを、「()の原則」という。

第10・12・14回出題

- (3) 会計基準に定められた「一般原則」のうち、「()の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに財務諸表の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができる」とされているものを、「()の原則」という。

第11・13回出題

- (4) 会計基準では、計算書類に記載する金額は、千円単位で表示することが()。

第13回出題

- (5) 消耗品、貯蔵品等のうち、重要性が乏しいものについては、その()に費用として処理する方法は、重要性の原則の適用例の一つである。

第15回出題

第2章

収益・費用の会計処理

問題：P.52

① 事業活動による収益・費用の計上

(単位：千円)

	借方科目	金額	貸方科目	金額
(1)				
(2)				
(3)				
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				

② 就労支援事業会計

- (1) (事業活動計算書・資金収支計算書)
(就労支援事業費用・就労支援事業支出)
- (2) (施設等整備積立金・設備等整備積立金)
- (3) (前年度・過去3年間の平均額)
- (4) (最低工賃・平均工賃)

第3章

債権・債務の会計処理

問題：P.66

①

未収金、前払金、未払金、前受金等の（ ）によって発生した債権債務は、流動資産または流動負債に属するものとする。

②

(単位：千円)

	借方科目	金額	貸方科目	金額
(1)			
(2)			
(3)				
(4)				
(5)			

第4章

固定資産

問題：P.102

①

- (1) 償却を終えたソフトウェアの帳簿価額は（ ）である。
- (2) ソフトウェア等の無形固定資産については、当初より残存価額をゼロとして、（ ）により償却計算を行うものとする。
- (3) 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産について償却計算を実施するための残存価額は（ ）とする。

②

(単位：千円)

	借方科目	金額	貸方科目	金額
(1)				
(2)				
(3)				
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				
(11)				
(12)				
(13)				

第5章

有価証券と外貨建資産の評価

問題：P.122

① 有価証券

(単位：千円)

	借方科目	金額	貸方科目	金額
(1)				
(2)				

② 外貨建資産

(単位：千円)

	借方科目	金額	貸方科目	金額
(1)				
(2)				

第6章

純資産の会計処理

問題：P.138

1

- (1) ×1年7月9日に、2,080千円の補助金を受けて2,688千円で施設建物の消火・排煙設備を設置した。この場合、×1年度決算における当該消火・排煙設備の減価償却費は（ ）千円、国庫補助金等特別積立金取崩額は（ ）千円である。なお、減価償却費は定額法により、耐用年数を8年（償却率0.125）、残存価額をゼロ、千円未満の端数を四捨五入することとする。
- (2) 会計基準では、「社会福祉法人が事業の一部又は全部を（ ）し、かつ基本金組み入れの対象となった基本財産又はその他の固定資産が廃棄され、又は売却された場合」に基本金を取り崩すこととされている。
- (3) 国庫補助金等特別積立金に計上される国庫補助金等には、いわゆる民間公益補助事業による助成金等が（ ）。
- (4) 施設の創設に係る設備資金借入金の償還を目的とした寄附金を受領したときは、施設整備等寄附金収益（収入）に計上するとともに、（ ）を計上しなければならない。
- (5) ×1年9月中旬に災害報知設備の更新工事を実施した。工事費用は2,560,000円で、補助金1,800,000円を受けて、10月1日から使用している。この場合、×1年度決算における災害報知設備（建物付属設備）の減価償却費は（ ）円、国庫補助金等特別積立金取崩額は（ ）円である。なお、減価償却は定額法により、耐用年数を8年（償却率0.125）、残存価額をゼロとする。

第7章 決算

問題：P.168

①

(1) 会計基準では「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる」場合には、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用として（ ）に繰り入れることとされている。

第10回出題

(2) 貸借対照表上で資産の部に控除項目として記載される引当金は（ ）である。

第11回出題

(3) 貸借対照表上で固定負債の部に記載される引当金は（ ）引当金である。

第12回出題

(4) 前期末から繰り越された事業未収金が徴収不能となった場合に、その徴収不能となった金額が前期末に計上した徴収不能引当金の額以下のときは、その徴収不能の事実が（ ）に記載される。

第15回出題

(5) 会計年度末において、事業未収金について回収不能額を見積もったときには、（ ）に繰り入れる。

第15回出題

2

(単位：千円)

	借方科目	金額	貸方科目	金額
(1)				
(2)				
(3)				
(4)				
(5)				
(6)				
(7)				
(8)				
(9)				
(10)				

第8章

予算と決算

問題：P.202

①

- (1) () の様式は、予算と決算を対比して差異を表示するように定められている。
- (2) 会計基準では、拠点区分における計算書類の注記が必要とされて ()。
- (3) 会計基準に定められた計算書類のうち、当該会計年度における純資産のすべての増減内容を明りょうに表示するものを () という。
- (4) 資金収支計算書は、「() による収支」、「施設整備等による収支」、「その他の活動による収支」から構成されている。
- (5) 財産目録は計算書類に ()。
- (6) 事業活動計算書における、サービス活動増減差額とサービス活動外増減差額の合計額を () という。
- (7) 1年以内返済予定設備資金借入金を返済する取引は、資金収支計算書に記載 ()。
- (8) 一つの拠点区分の中で複数の事業を行っているとき、その拠点で実施する事業内容に応じて設ける区分を () と呼ぶ。

第11回出題

- (9) 資金収支計算書における、事業活動資金収支差額、施設整備等資金収支差額、その他の活動資金収支差額の合計額を（ ）という。
- (10) 財産目録の金額は、（ ）に記載した金額と同一とされている。
- (11) ある社会福祉法人の A 施設拠点区分の会計担当者が平成 27 年度分の決算処理を終え、同拠点区分の仕訳日記帳、総勘定元帳、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書を印刷してファイリングした。そののち、決算処理で行うべき構築物の減価償却の仕訳を、誤って（借方）減価償却費（貸方）器具及び備品としていたことが判明したため、書類を再度印刷し直す必要が生じた。このとき、再度印刷し直す必要がない書類は（ ）及び（ ）である。

第 12 回出題

- (12) 固定資産の除却に伴う国庫補助金等特別積立金の取崩額は、事業活動計算書の（ ）の部に表示される。
- (13) 貸借対照表の固定資産は「（ ）」と「その他の固定資産」とに区分される。
- (14) 資金収支内訳表（第一号第二様式）は、（ ）区分ごとの資金収支内訳を表示する計算書類である。

第 13 回出題

- (15) 「会計基準」において、附属明細書は「計算書類」に（ ）。
- (16) 1 年以内に返済予定の設備資金借入金を返済する取引は、貸借対照表の残高に影響するほか、（ ）に記載される。

第 14 回出題

- (17) 事業活動計算書の区分は、サービス活動増減の部、サービス活動外増減の部、
()、繰越活動増減の部に区分することとされている。
- (18) 社会福祉法人は、計算書類の作成に関して、事業区分及び拠点区分を設けなければならず、その拠点区分は、原則として、()とし、
一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とする。
- (19) 国庫補助金等特別積立金は、毎会計年度、国庫補助金等により取得した資産の減価償却費等により事業費用として費用配分される額の国庫補助金等の当該資産の取得原価に対する割合に相当する額を取り崩し、事業活動計算書の()に控除項目として計上しなければならない。

第15回出題